

なら食と農の魅力創造国際大学校実践オーベルジュ棟管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年七月十日

奈良県知事 山下 真

### 奈良県規則第十三号

なら食と農の魅力創造国際大学校実践オーベルジュ棟管理運営規則の一部を改正する規則

なら食と農の魅力創造国際大学校実践オーベルジュ棟管理運営規則（平成二十六年七月奈良県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「一月一日から同月四日まで及び十二月二十八日から同月三十一日まで」を「設けないもの」に改め、同条第二項中「、休館日を変更し、又は」を削る。

第十三条を第十四条とする。

第十二条中「第九条」を「第十条」に、「第十三条の」を「第十四条の」に、「第十三条中」を「第十四条中」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条第二項中「開館時間及び」を「実践バンケットの開館時間を変更し、又は実践オーベルジュ棟の」に、「変更する」を「設ける」に改め、同条を第十二条とする。

第十条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

（特定日）

**第八条** 条例別表第一の一の表の備考に規定する近傍同種の宿泊施設の宿泊料金その他の事情を勘案し規則で定める日は、次に掲げる日とする。

- 一 三月二十三日から五月五日までの日
- 二 八月十一日から同月二十一日までの日
- 三 十月一日から十一月三十日までの日
- 四 前三号に掲げる日以外の日のうち、次に掲げる日
  - ア 土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日の前日

第三号様式中「~~第10条~~」を「~~第11条~~」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。